

県内1組合となる 「青森県農業共済組合」が 平成31年4月1日に発足します。

本県では、平成29年6月に「青森県農業共済組合合併推進協議会」を設立し、合併に係る具体的協議を進めて参り、平成30年6月の第5回協議会において合併基本事項案、合併予備契約書案が承認され、7月の各組合理事会においても承認を得られました。

平成30年8月24日、組合関係者が出席し、青森県農林水産部長の立会いのもと、県内3農業共済組合の組合長及び連合会長による合併予備契約の締結を行いました。

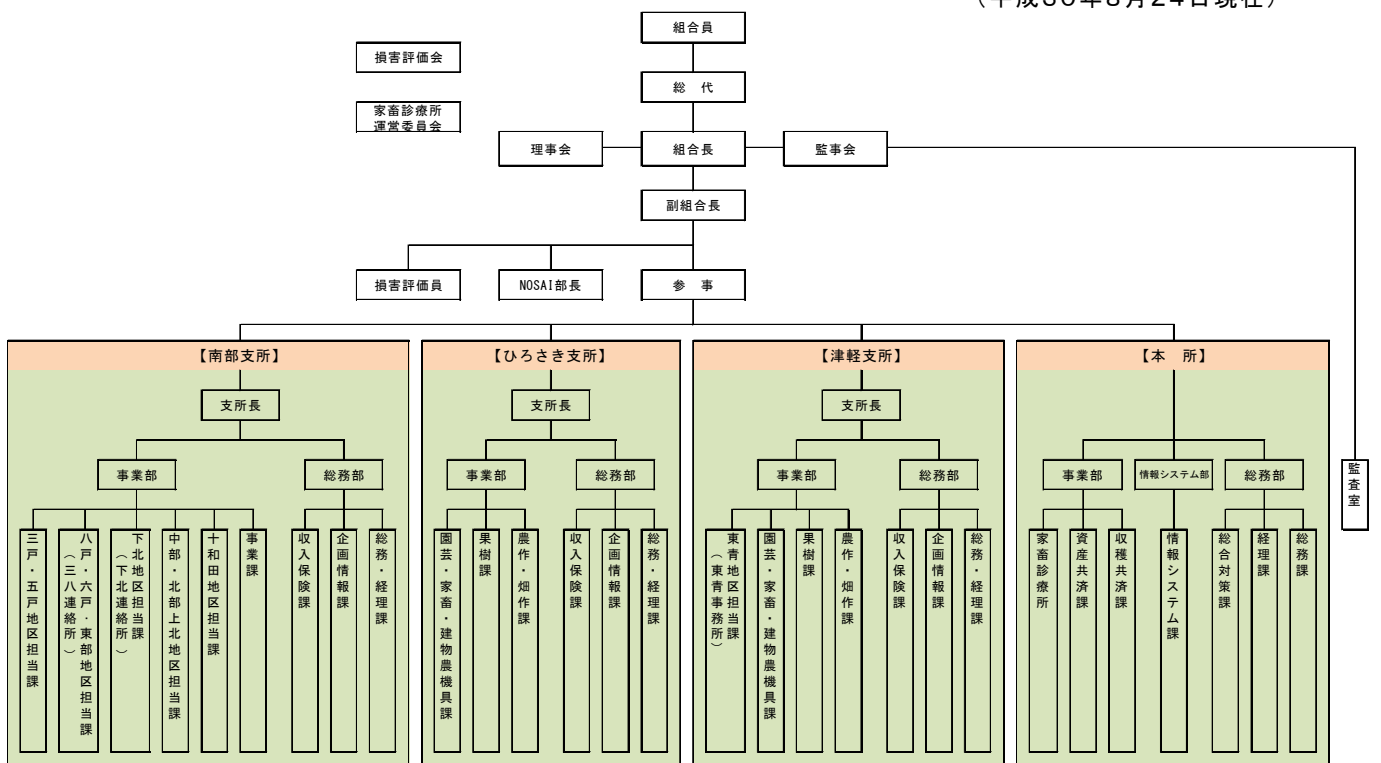
その後、平成30年9月4日に一斉開催した組合臨時総代会において、合併に係る特別議決案について全組合で可決・承認されました。

今後とも、地域農業の発展と農家サービスに一層の努力をするとともに、1県1組合化による組織体制の強化と、更なる業務の効率化・合理化に取り組んで参ります。

また、合併によるスケールメリットを最大限に生かし、組合員の皆さまとの信頼を深め、頼られるNOSA Iを目指します。

【青森県農業共済組合機構図】

(平成30年8月24日現在)



今後の主なスケジュール	
平成30年9月下旬～	青森県農業共済組合設立委員会の設立・協議 (新組合の定款・事業規程等の作成、役員を選任、合併認可申請)
平成31年4月 5月	新組合設立(1県1組合化) 新組合へ連合会の権利義務の承継(特定組合化)

合併に係る主な基本事項	
合併の方法	新設合併とします。 (3農業共済組合が対等な立場で合併し、青森県全域を区域とする新組合を設立し、その後、連合会の権利義務を承継し、特定組合となります。)
合併の期日	平成31年4月1日
新組合の名称	青森県農業共済組合
事務所の所在地	本所は青森市、支所は五所川原市、弘前市、十和田市に置き、現在の連合会、組合の事務所を使用します。 下北連絡所、三八連絡所を存続し、東青事務所を青森市に置き農業共済会館内事務室を使用します。 家畜診療所は、東北町に置き、現在の連合会家畜診療所事務所を使用します。 支所の名称は、津軽支所、ひろさき支所、南部支所となります。
総 代 役 員	総代の定数は、170人となります。 理事22人、監事3人となります。
組合員資格	青森県内に住所を有し、次のいずれかに該当する者。 ア. 水稲又は麦の耕作の業務を営む者 イ. 牛、馬又は豚につき養畜の業務を営む者 ウ. りんご、ぶどう、ももにつき栽培の業務を営む者 エ. 大豆、ホップにつき栽培の業務を営む者 オ. 特定園芸施設を所有し、又は管理する者で農業を営む者 カ. 建物又は農機具を所有する者で農業に従事する者
基礎組織	合併当初は現在の人数(NOSA I部長の定数2,800人以内、損害評価員の定数3,000人以内)を引き継ぎます。 損害評価会委員は、審議委員・調査委員で構成し、現状の必要人数(定数400人以内)を引き継ぎます。
職 員	合併時に現在の組合及び連合会に在職している職員は、新組合に引き継ぎます。
事務費賦課単価	現組合の共済目的ごとの最低賦課単価を基準とし、均一賦課を基本とします。ただし、組合間の格差が大きい水稲共済(主食用米)及び果樹共済(りんご)については、合併当初はそれぞれの組合の賦課単価を基準とし、引下げを図ります。水稲共済(米粉用、飼料用米)及び果樹共済(ぶどう)については、それぞれの組合の賦課単価を勘案し均一化を図ります。また、家畜共済については、死亡廃用共済(※)は共済金額割、疾病傷害共済(※)は頭数割を基本とします。なお、合併後3年~5年を目途に均一化を図ることとするが、引受状況及び財務状況によっては、合併後2年~3年を目途に内容について見直しを検討します。
共済掛金率	農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済について、合併後最初の一般改定までの間は、現在の組合の事業規程で定めている共済掛金率(危険段階共済掛金率)を適用します。
奨励措置及び 損害防止事業	合併当初は現行の奨励措置等を引き継ぐこととし、合併後おおむね3年を目途に実施内容の見直しを図ります。

(※)死亡廃用共済は死亡や廃用となった家畜の損失を補償、疾病傷害共済は疾病や傷害について診療費相当額を補償します。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



津軽広域農業共済組合・ひろさき広域農業共済組合
南部地域農業共済組合・青森県農業共済組合連合会